

## 条例・規程・要領関係

### ○富山県国民健康保険条例（抜粋）

平成29年12月15日

富山県条例第46号

#### 第2章 富山県国民健康保険運営協議会

（名称）

第3条 法第11条第1項に規定する国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、富山県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

（委員）

第4条 政令第3条第5項の委員の定数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 被保険者を代表する委員 4人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- (3) 公益を代表する委員 4人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

2 委員は、知事が任命する。

（会長）

第5条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

（会議）

第6条 協議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 協議会は、第4条第1項各号に掲げる委員各1人以上を含む過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、厚生部において処理する。

（細則）

第8条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 富山県国民健康保険運営協議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、富山県国民健康保険条例（平成29年富山県条例第46号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、富山県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 条例第6条第1項の規定により、協議会を招集しようとするときには、あらかじめ開催の日時及び場所並びに審議事項を委員に通知しなければならない。

(会議の公開)

第3条 協議会の会議は、傍聴の方法により公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、会長は、協議会の会議に諮り、当該会議を公開しないことができる。

(1) 富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）第7条各号のいずれかに該当すると認められる事項について審議等が行われる場合

(2) 会議を公開することにより、運営協議会の公正又は円滑な運営に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(議事録等)

第4条 会議を開催したときは、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する委員2人がこれに署名しなければならない。

(書面による議事)

第5条 会長は、やむを得ない理由により協議会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成30年9月5日（決定の日）から施行する。

## 富山県国民健康保険運営協議会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、富山県国民健康保険運営協議会運営規程（平成30年9月5日制定）第6条の規定に基づき、富山県国民健康保険運営協議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の決定等)

第3条 一般席の定員は、会長が、あらかじめ定める。

- 2 会議の傍聴を希望する者は、受付で必要な事項を記入し、係員の指示に従って入室しなければならない。
- 3 傍聴人の決定は、受付の順序に従うもの（先着順）とし、定員になり次第、終了する。

(傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の各号に掲げる者は、傍聴席に入場することができない。

- (1) 決定した傍聴人以外の者
- (2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音の禁止)

第6条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(秩序の維持)

第7条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は厚生部厚生企画課医療保険班長その他のあらかじめ会長が定める職員（以下「傍聴事務職員」という。）に指示させることができる。

- 2 会長は、前項の指示をし、又は傍聴事務職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(実施細目)

第8条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、その都度、会長が定める。

附 則

この規程は、平成30年9月5日（決定の日）から施行する。

# 傍 聴 要 領

富山県国民健康保険運営協議会

## 1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開催30分前から予定時刻までに、受付で氏名及び住所を記入し、係員の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行います。したがって、定員になり次第、受付を終了します。

## 2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

## 3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を希望する場合は事前に申し出る  
こと。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。